

日本外交文書

大正十一年 第一冊

外務省

序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、歐洲大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的發展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和四十六年四月

外務省外交史料館長

例言

- 一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。
 - 二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊は、それぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。
 - (一) 一般事項
 - (二) 对中国関係事項
 - (三) 主として欧洲大戦戦後処理、ワシントン会議関係の各事項
 - 三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日附により暦日順に配列されている。
 - 四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当って原書の改変、削除、簡略化等を行われていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等、特殊な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新字体を用いることとした。
 - 五、大正十一年の本書は同年中に展開された関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、对中国関係文書は専ら第二冊に、また欧洲大戦戦後処理事項の文書は専ら第三冊に収録した。
- なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日附索引を掲載したものである。

目次

一	米国ニ於テ移民制限法制定一件	一
二	米国ニ於ケル帰化権問題関係一件	二四
三	米国ニ於ケル土地法問題関係一件	四九
四	米国ニ於ケル排日関係雑件	七一
五	加州排日問題解決ノ為ノ幣原及モリス両大使間 協議案関係一件	八五
六	日米両国有志懇談会関係一件	九一
七	日英通商航海条約改訂関係一件	一〇八
八	極東露領沿海ニ於ケル漁業関係雑件	一一五
九	「カナダ」ニ於ケル本邦移民排斥関係一件	一九三
一〇	「オーストラリア」移民関係雑纂	二六一

一一 「ブラジル」移民関係雑纂……………二九〇

一二 「メキシコ」革命動乱関係一件……………三二九

一三 労農露国ノ内情及涉外関係一件……………三六六

一四 日本国及労農露国間国交問題関係一件……………三七六

一五 露国反過激派関係雑件……………三九五

一六 日本国及極東共和国両政府間非公式交渉関係一件……………四四五

一七 極東共和国関係雑件……………六八九

一八 「シベリア」ニ於ケル日本軍ノ撤退問題一件……………六九九

一九 「シベリア」及東支兩鉄道管理ニ関スル件……………七五七

附録 日本外交文書大正十一年第一冊日附索引

事項一 米國ニ於テ移民制限法制定一件

一 六月二十八日 在米國佐分利臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

華盛頓州選出議員ジョンソン下院ニ提出ノ百
分率ニ依ル永久的移民制限法案ニ付報告ノ件

第四二〇号 (七月一日接受)

六月二十六日「ジョンソン」ハ「パーセンテージ」移民制限法案ヲ下院ニ提出シ移民委員会ニ附託セラレタルカ本案ハ千九百二十三年六月末以後実施セラルヘキ永久的制限法案ニシテ要旨左ノ如シ

一、移民ハa級及b級ニ區別シ前者ハ

(i) 条約又ハ協定ニ依リ移民制限ヲ定メ居ル外国ヨリノ移民

(ii) 所謂 Asiatic barred zone ヨリ来ル移民ニシテ帰化権アルモノ

(iii) 一時外国ニ赴キ帰来スル移民ニシテ帰化権アルモノ
等十種ヲ列挙シ後者ハa級ニ屬セサル外国移民ニシテ帰化権アルモノトス

一 米國ニ於テ移民制限法制定一件 一二

二、毎年各国ヨリノ移民割当数ハ千九百十年米國戸籍調査ノ際米國ニ在留セシ各国人人口ノ二「パーセント」ニ六百人ヲ加ヘタルモノニ限り右割当ハb級移民ニノミ適用シa級移民ハ範圍外トス

三、在外領事館ハ外国移民ニ対シ国籍及前記級別等ヲ明記セル「コンシュラー、サーティファイケート」ヲ發給スルコト但シ毎月發給ノ右「サーティファイケート」中半数ハ米國船証明書(渡米ノ為必ス米國船ニ搭乘スルコトヲ要スルモノ)トシ又他ノ半数ハ無制限証明書(米國船外國船何レヲ取ルモ自由トスルモノ)トスヘシ

(法案郵送ス) 桑港へ転電シ「シアトル」羅府へ郵送ス

二 六月二十八日 在米國佐分利臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

ジョンソン移民制限法案ハ紳士協約ヲ廢棄スルモノナリトノ意見等ノ新聞報道ニ付報告ノ件